

業務の処理期間

(株)建築住宅センターが定める確認検査業務の処理期間は、次のとおりとする。

【確認業務】

①	法第 6 条第 1 項第四号の建築物	7 日
②	①の建築物で消防同意が必要な場合 (③④⑤以外)	12 日
③	①の建築物で構造計算書が添付されている場合	14 日
④	①の建築物で天空率を適用している場合	14 日
⑤	①の建築物で日影規制が適用される場合	14 日
⑥	法第 6 条第 1 項第一号から第三号の建築物	35 日
⑦	令第 10 条第一号の建築物	21 日
⑧	昇降機	7 日
⑨	工作物	14 日

【完了検査業務】 7 日

【中間検査業務】 4 日

【仮使用認定業務】 1 4 日

※1 確認業務の①と⑧は、確認検査業務規程第 13 条第 2 項の休日を含めな
いで、審査日数を 5 日間、②は 8 日間確保するよう業務期日を定めるも
のとする。

※2 ②かつ③④⑤のいずれか複数に該当する場合、処理期間を 1 4 日とする。

※3 ①かつ⑦に該当する場合、処理期間を 7 日とする。

※4 業務の処理期間には、確認検査業務規程第 13 条第 2 項の休日を含めな
いものとする。

(注) (2) : 国民の休日

(3) : 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日まで

(4) : 8 月 13 日から 8 月 15 日まで